

第5回瑞穂町行政評価委員会 次第

日時 平成23年2月3日(木)午前10時～

場所 役場庁舎3階 委員会室

1 開会

2 町長挨拶

3 委嘱状交付

4 議題

(1) 正副委員長の互選

(2) 補助金等審査

(審査事項)

2.2 審査 1 企業誘致奨励制度(事業所設置奨励金)及び中小企業振興資金融資
あっせん制度の拡充について

(報告事項)

2.2 報告 1 自立支援法事務処理安定化支援事業補助金について

2.2 報告 2 瑞穂町民間保育園整備費助成について

2.2 報告 3 瑞穂町認定こども園運営費等補助金(開設準備経費)について

2.2 報告 4 瑞穂町任意予防接種費用助成金について

2.2 報告 5 瑞穂町小児慢性疾患日常生活用具給付事業について

(3) 分科会の所属について

(4) その他

資料 (事前配付)

資料1: 第5回瑞穂町行政評価委員会 審査・報告事項一覧

資料2から7: 補助金等の創設に係る審査書及び報告書

資料 (当日配付)

資料2-1から7-1: 審査・報告書に係る規約等

参考配付

行政評価委員会委員一覧

瑞穂町行政評価委員会条例

瑞穂町行政評価委員会条例施行規則

第 5 回瑞穂町行政評価委員会

審査・報告事項一覧

1 審査事項 (1 件)

番号	担当部署	補助金等名称	資料番号	備考
22 審査-1	産業建設部 産業振興課	企業誘致奨励制度(事業所設置奨励金)及び中小企業振興資金融資あっせん制度の拡充	2	

2 報告事項 (5 件)

番号	担当課	補助金等名称	資料番号	備考
22 報告-1	福祉保健部 福祉課	自立支援法事務処理安定化支援事業補助金	3	
22 報告-2	福祉保健部 福祉課	瑞穂町民間保育園整備費助成	4	
22 報告-3	福祉保健部 福祉課	瑞穂町認定こども園運営費等補助金(開設準備経費)	5	
22 報告-4	福祉保健部 保健課	瑞穂町任意予防接種費用助成金	6	
22 報告-5	福祉保健部 保健課	瑞穂町小児慢性疾患日常生活用具給付事業	7	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	企業誘致奨励制度(事業所設置奨励金)及び中小企業振興資金融資あっせん制度の拡充
担当部署	産業建設部 産業振興課 商工係
担当者名	山内 一寿
補助対象(企業誘致奨励制度(事業所設置奨励金))	<p>1. 指定業種 ものづくり産業(製造業)を中心とし、情報通信業、学術・開発研究を行う業種。</p> <p>2. 指定要件 町内に上記の業種の用に供する事業所を新設する法人又は個人で、下記の条件をいずれも満たすもの。 事業所の敷地面積が500㎡以上であること。 業績の安定性、成長性、信用度が優良であること。 地域の特性に適合し、事業に関し環境の保全に必要な措置が講じられていること。 事業所及び事業内容が、新設の際に適用を受ける法令等に適合していること。 国税、都道府県税及び市町村税又は特別区税を滞納していないこと。</p>
規約等	瑞穂町企業誘致促進条例(新規) 瑞穂町中小企業振興資金融資あっせん制度(一部改正)
事業概要(企業誘致奨励制度(事業所設置奨励金))	<p>操業開始日の属する年度の翌年度から3年間、納付した固定資産税及び都市計画税額を事業所設置奨励金として交付します。2年目は3/4、3年目は1/2を交付します。</p> <p>奨励措置を講じる企業の指定申請は、事業所の建設に着手する前に申請し、適当と認めるときは、指定企業として指定します。</p> <p>奨励金の交付申請は、固定資産税及び都市計画税の課税年度の1月末までに申請し、翌年度に交付します。</p>
補助の必要性(企業誘致奨励制度(事業所設置奨励金))	<p>企業誘致奨励制度では、企業が「瑞穂町で事業展開していく」という経営上の選択に対して、町内で事業展開するメリットを的確に発信する、有効な制度です。</p> <p>企業誘致を促進することにより以下の具体的な効果が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民に対する多様な雇用の場の確保 ・ まちの活性化・賑わいの創出 ・ 税収(自主財源)の確保

事業目標（企業誘致奨励制度（事業所設置奨励金））

平成27年度 9件

平成32年度 19件

中小企業振興資金融資あっせん制度の拡充

関連支援策として、瑞穂町中小企業振興資金融資あっせん制度の拡充を図ります。

内容...開業資金の要件と融資限度額、返済期間を見直し、新たに事業を開始した企業を支援します。

- ・ 「町内で2年以上住所を有し」を廃止
- ・ 融資限度額を1千万円から3千万円に引上げ
- ・ 返済期間を84ヶ月から120ヶ月に延長

実施期間

平成23年4月1日～

様式

補助金等の創設に係る報告書

補助金等名称	自立支援法事務処理安定化支援事業補助金						
担当部署	福祉保健部 福祉課 障害福祉係						
担当者名	福島 由子						
補助対象	<p>障害者自立支援法施行に伴う事務処理を定着させるため、事務職員を効果的に配置し、都道府県に届出を完了している障害者施設。(居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所は除く。)</p>						
規約等	瑞穂町事務処理安定化支援事業補助金要綱						
補助対象事業概要	<p>東京都障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成19年東京都条例第5号)に基づき設置した東京都障害者自立支援対策臨時特例基金を活用して行われる、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)への円滑な移行の促進を図るための特別対策事業を実施することにより、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とします。</p>						
補助の必要性	<p>障害者自立支援法施行に伴い、事務職員を効果的に配置することにより、利用者負担上限管理、請求事務又は指定申請などの事務処理が適正に実施され、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、障害福祉サービスの質の向上を図ることができます。</p>						
補助金額	<p>(1) 施設の定員に応じ、利用者1人あたりの単価を次のとおりとします。</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 定員60名以下の場合</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 定員61名以上80名以下の場合</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 定員81名以上の場合</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 助成を受ける年度の7月中における実利用者の人数に応じて助成を行います。</p> <p>(3) 本事業は、実施期間中をとおして1事業所につき1回限りとします。</p>	ア 定員60名以下の場合	20,000円	イ 定員61名以上80名以下の場合	15,000円	ウ 定員81名以上の場合	10,000円
ア 定員60名以下の場合	20,000円						
イ 定員61名以上80名以下の場合	15,000円						
ウ 定員81名以上の場合	10,000円						
補助割合	国1/2、都1/4、町1/4						
実施期間	平成22年9月14日から平成24年3月31日まで。						

様式

補助金等の創設に係る報告書

補助金等名称	瑞穂町民間保育園整備費助成
担当部署	福祉保健部 福祉課 児童係
担当者名	栗原 康弘
補助対象	保育園の新設、増築、改修又は大規模修繕を行う社会福祉法人
規約等	瑞穂町民間保育園整備費の助成に関する要綱（案）
目的	<p>社会福祉法人が設置する保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）の整備に要する費用の一部について、瑞穂町社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例（昭和51年条例第22号）に基づき、予算の範囲内において助成を行うことにより、保育園の拡充及び整備を促進し、児童福祉の向上を図ることを目的とします。</p>
補助の必要性	<p>瑞穂町の平成22年4月1日現在の待機児童数は、昨年の16名から27名に増加しました。町ではこれまで、待機児童の解消策として、認可保育所定員の弾力化や、認証保育所の開設支援に取り組み、町内認可保育所6園の定員は584人、認証保育所4園の定員は106人となっています。</p> <p>しかし、保育に対する要望・ニーズは強まり、現在の定員では待機児童の更なる増加が予想されるため、瑞穂町次世代育成支援行動計画（後期計画）において、認可保育所の開設誘導による待機児童の解消を図っていくことを盛り込みました。待機児童解消のため、社会福祉法人に対し園舎建設資金を補助し、認可保育所の開設を支援することにより、特に需要の多い0歳～2歳児の待機児童解消に大きな効果が期待できます。</p>
補助金額	補助対象基準額の1/4（都補助事業に該当の場合は1/8）
補助割合	国1/2、町1/4（都補助事業に該当の場合は、国1/2、都1/4、町1/8）
実施期間	要綱上は平成22年4月1日から適用しますが、補助対象となる施設は平成22年度中に設置予定です。

様式

補助金等の創設に係る報告書

補助金等名称	瑞穂町認定こども園運営費等補助金（開設準備経費）
担当部署	福祉保健部 福祉課 児童係
担当者名	栗原 康弘
補助対象	町内に認定こども園を設置する者
規約等	瑞穂町認定こども園運営費等補助金交付要綱
目的	町が認定こども園の設置者に対し、運営費等を補助することにより、小学校就学の始期に達するまでの者に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育ての総合的な推進を図ることを目的とします。
補助の必要性	<p>瑞穂町の平成 22 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、昨年 16 名から 27 名に増加しました。町ではこれまで、待機児童の解消策として、認可保育所定員の弾力化や、認証保育所の開設支援に取り組み、町内認可保育所 6 園の定員は 584 人、認証保育所 4 園の定員は 106 人となっています。</p> <p>しかし、保育に対する要望・ニーズは強まり、現在の定員では待機児童の更なる増加が予想されるため、瑞穂町次世代育成支援行動計画（後期計画）において、待機児童の解消を図っていくことを盛り込みました。幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えた認定こども園の開設支援により、待機児童解消に大きな効果が期待できます。</p>
補助金額	<p>認定こども園の認定を受けるために必要な改修経費等で、施設ごとに次のアからウまでの金額を比較していずれか少ない金額。</p> <p>ア 補助対象経費に係る設置者の実支出額の 1/2 の額 イ 当該施設の補助対象経費に係る区市町村の実支出額 ウ 3,500 万円</p>
補助割合	都 1/4、町 1/4
実施期間	平成 22 年度中に補助予定

様式

補助金等の創設に係る報告書

補助金等名称	瑞穂町任意予防接種費用助成金
担当部署	福祉保健部 保健課 健康管理係
担当者名	安藤 尚子
補助対象	おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）または水痘の予防接種いずれか1回 （1歳以上6歳未満、平成22年10月1日現在 1,349人）
規約等	瑞穂町任意予防接種費用助成金交付要綱（案）
目的	町が予防接種に要する費用の全部又は一部を予算の範囲内で助成することにより、当該保護者の経済的負担を軽減するとともに、該当する疾病の発生を予防し、もって住民の健康増進を図ることを目的とします。
補助の必要性	予防接種費用を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）と水痘の発生を予防し、医療費の削減及び町民の子育て支援と健康増進を図ります。
補助金額	いずれかの予防接種に要する費用のうち3,000円
補助割合	都 1/2 東京都 町 1/2 瑞穂町
実施期間	平成23年4月1日～

様式

補助金等の創設に係る報告書

補助金等名称	瑞穂町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業						
担当部署	福祉保健部 保健課 健康管理係						
担当者名	安藤 尚子						
補助対象	小児慢性特定疾患医療費助成申請者 (平成21年度申請者37名中本給付が必要と思われる方は1名)						
規約等	瑞穂町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(案)						
目的	東京都の医療費助成制度である、「小児慢性特定疾患医療費助成」を受けている方を対象に、電気式たん吸引器、車いす、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。 小児慢性特定疾患とは、小児がんや慢性の呼吸器疾患、心疾患などが対象であり病院に入院している場合が多いですが、対象者が退院し在宅療養しようとするとき、これらの日常生活用具がないと日常生活を営むのが困難です。そのような方たちに給付することにより、日常生活の利便を図ることを目的とします。						
補助の必要性	現在瑞穂町では、障害者手帳が交付されている場合は瑞穂町地域支援事業実施規則により日常生活用具の給付を受けることができます。しかし、小児の場合、障害が定まらず、障害者手帳が交付されない場合が多数あります。日常生活用具が給付されることにより、退院が早まれば医療費の削減につながります。						
補助金額	<table> <tr> <td>車いす</td> <td>70,400円</td> </tr> <tr> <td>電動式たん吸引器</td> <td>56,400円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>126,800円</td> </tr> </table>	車いす	70,400円	電動式たん吸引器	56,400円	合計	126,800円
車いす	70,400円						
電動式たん吸引器	56,400円						
合計	126,800円						
補助割合	都 3/4 町 1/3						
実施期間	平成23年4月1日～						

瑞穂町企業誘致促進条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、町の区域内に事業所を新設する企業に対し、奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び住民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （ 1 ）企業 営利事業を目的とする法人又は個人をいう。
- （ 2 ）事業所 企業が規則で定める業種の事業を営むための用に供する施設をいう。
- （ 3 ）新設 町の区域内（以下「町内」という。）に事業所を有しない企業が町内において所有権又は借地権を有する土地に新たに建設により事業所を設置して操業を開始することをいう。
- （ 4 ）操業開始日 企業が新設する事業所において、事業を開始する日をいう。
- （ 5 ）固定資産税 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 34 条に規定する土地、家屋及び償却資産に賦課される税をいう。
- （ 6 ）都市計画税 地方税法第 702 条に規定する土地、家屋に賦課される税をいう。
- （ 7 ）奨励措置 町内に事業所を新設する企業に第 6 条に規定する事業所設置奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することをいう。

（奨励措置の対象者）

第 3 条 町長は、事業所を新設する企業が次の各号のいずれにも該当するときは、当該企業を奨励措置の対象者として指定することができる。

- （ 1 ）新設する事業所の用に供する土地の面積が 500 平方メートル以上であること。
- （ 2 ）業績の安定性、信頼性等が優良又は優良であることが見込まれること。

- (3) 地域の特性に適合し、事業に関し環境の保全に必要な措置が講じられていること。
- (4) 新設する事業所の構造及び設備並びに事業内容が当該事業所に適用される法令等の規定に適合していること。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税又は特別区税を滞納していないこと。

(指定の申請等)

第 4 条 前条の規定による指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受け付けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励措置を講じる企業として指定する。

(指定企業の責務)

第 5 条 前条第 2 項の規定により指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）は、町内に住所を有する者を積極的に雇用するよう努めなければならない。

(奨励金の交付等)

第 6 条 町長は、指定企業に対し、新設した事業所に係る各年度に納付すべき固定資産税及び都市計画税（指定企業が納税義務者となるものに限る。）に相当する額の合計額に、次に掲げる奨励金の交付年次に応じ次の各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を予算の範囲内で交付することができる。

- (1) 1 年次 100 分の 100 の範囲内で町長が定める割合
- (2) 2 年次 100 分の 75 の範囲内で町長が定める割合
- (3) 3 年次 100 分の 50 の範囲内で町長が定める割合

2 奨励金を交付する期間は、操業開始日以後の最初の課税年度から 3 年度を限度とする。

3 第 1 項の規定による奨励金の交付を受けようとする指定企業は、規則で定めるところにより、町長に対し、奨励金の交付を申請しなければならない。

4 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定をするものとする。

る。この場合において、町長は、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で条件を付することができる。

5 奨励金の各年度の交付時期は、前2項の規定による申請があった年度の翌年度とする。

(指定内容の変更等)

第7条 指定企業は、第4条第2項の規定により指定を受けた内容を変更し、又は事業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、規則で定めるところにより、町長に変更事項等を届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があった場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 第1項の規定による指定内容の変更等の届出その他必要な事項は、規則で定める。

(指定の取消し等)

第8条 町長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定企業の指定又は奨励金の交付を取り消すことができる。

(1) 第3条各号の指定要件に該当しなくなったとき(前条に規定する届出の内容が適当でないとき、又は次条の規定により指定企業の地位の承継を承認できないときを含む。)

(2) 事業を廃止し、若しくは休止し、又はこれらと同様の状態に至ったとき。

(3) 事業所を指定の対象となる事業以外の用途に供したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、指定を受け、又は奨励金の交付を受け、若しくは受けようとしたとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、既に交付した奨励金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(地位の承継)

第9条 合併、営業譲渡その他の理由により指定企業の事業所を承継した者は、指定に係る事業を継続する場合に限り、規則で定めるところにより、町長の承認を得て、指定企業の地位を承継することができる。

(報告等)

第 1 0 条 町長は、指定企業に対し、必要と認める事項について、報告を求め、書類を提出させ、及び実地に調査することができる。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成 3 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効前に第 4 条に規定する申請をした企業についてのこの条例の規定は、前項の規定による失効後も、なおその効力を有する。

資料 2 - 2

瑞穂町中小企業振興資金融資あっせんに関する規則（案）

平成7年11月20日

規則第16号

瑞穂町中小企業振興資金融資あっせんに関する規則(昭和59年規則第2号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、町の区域内(以下「町内」という。)の中小企業者で第5条に定める者に対し、事業に要する資金の融資あっせんをすることにより、自主的な経済活動を促進するとともに経済的地位の向上を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(平成21規則14・一部改正)

(融資の方法)

第2条 融資は、町がこの規則の定めるところに従い、瑞穂町中小企業振興資金(以下「資金」という。)の融資取扱契約を締結した金融機関(以下「融資機関」という。)を通じて行う。

第3条 削除

(平成16規則5)

(資金の種類及び融資あっせん限度額)

第4条 資金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 運転資金 事業に必要な原材料若しくは商品の仕入れ又は買掛金決済若しくは支払手形決済等に必要な資金
- (2) 設備資金 店舗、工場の増築若しくは改築又は機械、什器等の購入に必要な資金
- (3) 開業資金 新たに事業を開始するために必要な資金及び開業後1年未満に必要な資金

2 前項各号に掲げる資金の融資あっせんの限度額は、次のとおりとする。ただし、運転資金及び設備資金を合わせて融資するときの限度額は、3,000万円とし、それぞれの資金の限度額を超えることができない。

種類	融資あっせん限度額
運転資金	1,000万円
設備資金	2,000万円
開業資金	3,000万円

(平成17規則23・平成21規則14・一部改正・平成23規則**・一部改正)

(資金融資あっせんの要件)

第5条 運転資金又は設備資金の融資を受けようとする者は、資本金若しくは出資金の総額が1億円以下の法人又は個人であって、常時使用する従業員の数が50人(商業又はサービス業を主たる事業とするものについては20人)以下で、東京都信用保証協会の保証の対象業種を営む者であり、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 町内で2年以上住所及び事業所(法人の場合は、主たる事務所)を有し、かつ、引き続き1年以上町内で同一事業を継続していること。
- (2) 町民税及び固定資産税(以下「町税」という。)の納税義務者で、既に納期の経過した分の町税を完納していること。
- (3) 連帯保証人1人以上及び東京都信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を有すること。ただし、町長が融資機関と協議して連帯保証人を省略することができる。

2 開業資金の融資を受けようとする者は、資本金若しくは出資金の総額が1億円以下の法人又は個人であって、常時使用する従業員の数が50人(商業又はサービス業を主たる事業とするものについては20人)以下で、東京都信用保証協会の保証の対象業種を営む者又は営む予定の者であり、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 町内でこれから事業を営もうとする者若しくは町内で事業開始後1年未満であること。
- (2) 区市町村税の納税義務者で、既に納期の経過した分の区市町村税を完納していること。
- (3) 連帯保証人1人以上及び東京都信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を有すること。ただし、町長が融資機関と協議して連帯保証人を省略することができる。
- (4) 許可又は認可が必要な事業を開始しようとする者は、融資を申し込む際にその許可又は認可を受けていること。

(平成17規則23・平成21規則14・一部改正・平成23規則**・全部改正)

(連帯保証人)

第6条 前条第1項第3号及び第2項第3号の連帯保証人は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 一定の職業を有し、独立の生計を営む世帯主又はこれに準ずる者であること。

- (2) 区市町村税が年額5万円以上の納税義務者で、既に納期の経過した分の区市町村税を完納していること。
- (3) 現にこの規則による保証をしていないこと。

(保証料の補助)

第6条の2 町長は、第5条第1項の規定により、東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を得た者に対し、その保証料の額の2分の1を限度に補助することができる。ただし、算出した補助金の額が10万円を超えるときは、10万円とする。

(平成17規則23・追加、平成21規則14・一部改正・平成23規則**・一部改正)

(資金融資あっせん申請等)

第7条 第5条の要件を備える者で、資金融資のあっせんを受けようとするものは、次の各号に掲げる書類を中小企業振興資金融資あっせん申請書(様式第1号)に添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の納税証明書、住民票及び印鑑登録証明書
 - (2) 連帯保証人の納税証明書、住民票及び印鑑登録証明書
 - (3) 法人については、登記事項証明書
 - (4) 設備資金(開業資金のうち設備資金に相当するものを含む。)については、店舗、工場及び事業所等の増改築又は施設の設置、改造、修理に係る見積書及びカタログ又は図面若しくは仕様書又は写真。ただし、建築確認を要するものは、建築確認通知書の写し
 - (5) 開業資金については、事業計画書及び資金計画書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の申請を受けたときは、速やかに所要の調査を行うものとする。
 - 3 前項の場合において、申請者及び保証人の信用等必要な調査を融資機関に代行させることができる。
 - 4 町長は、第1項の申請の受付及び申請書等の作成指導について瑞穂町商工会に委託することができる。

(平成17規則14・平成17規則23・平成21規則14・一部改正)

(融資あっせんの決定及び通知)

第8条 町長は、前条による調査資料を検討し、融資機関と協議の上、資金融資あっせんの可否を決定する。

2 町長は、前項により資金融資あっせんを決定したときは中小企業振興資金融資あっせん決定書(様式第2号)により、資金融資あっせんをしないものと決定したときは中小企業振興資金通知書(様式第3号)によりそれぞれ申請者及び融資機関に通知するものとする。

(平成21規則14・一部改正)

(設備施工完了届の提出)

第9条 設備資金又は開業資金の融資あっせん決定を受けた申請者は、設備施工完了後、速やかに、中小企業振興資金融資設備施工完了届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(平成17規則23・一部改正)

(設備施工完了事実の確認)

第10条 町長は、前条に規定する届けを受けたときは、設備完了の事実を確認の上、中小企業振興資金融資設備施工完了事実確認書(様式第5号)により申請者に通知しなければならない。

(平成21規則14・一部改正)

(融資の時期)

第11条 融資機関は、第8条に規定する中小企業振興資金融資あっせん決定書を受けたときは、速やかに全額を融資する。

(平成17規則23・平成21規則14・一部改正・平成23規則**・全部改正)

(保証料の請求)

第11条の2 第6条の2に規定する信用保証料の補助を受けようとする者は、融資を受けた日の属する月の末日までに瑞穂町中小企業振興資金貸付実行報告書(様式第11号)及び瑞穂町中小企業振興資金融資保証料補助金交付請求書(様式第12号)に必要事項を添えて町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、信用保証料の補助を適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(平成17規則23・追加、平成21規則14・一部改正)

(貸付利率)

第12条 資金の貸付利率は、融資機関と協議の上、町長が定める。

(平成21規則14・一部改正)

(償還方法)

第13条 償還期間は、運転資金については据置6月を含み84月以内、設備資金又は開業資金については据置6月を含み120月以内とし、償還方法は月割による元金均等償還によるものとする。

2 資金融資あっせんを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

(平成17規則23・平成21規則14・一部改正・平成23規則**・一部改正)

(償還方法の特例)

第14条 資金融資あっせんを受けた者が、天災その他特別の事情により償還が困難となったときは、町長は、融資機関と協議の上で償還方法を変更することができる。

(平成21規則14・一部改正)

(利子補給)

第15条 町長は、資金融資あっせんを受けた者に対し、貸付金に係る利子の内年1.5パーセント以内の額を利子補給するものとし、利子補給金は、融資機関に交付するものとする。

2 利子補給の交付を受けようとする融資機関は、毎年1月31日及び7月31日までに、それぞれの前月までの分として、中小企業振興資金利子補給金交付請求書(様式第6号)により町長に請求するものとする。

3 町長は、資金融資を受けた者が、償還金を滞納したときは、滞納期間中、第1項の利子補給は行わない。

(平成21規則14・一部改正)

(違約金)

第16条 第13条第1項に規定する償還を怠った者は、償還すべき金額に対し、町長が融資機関と協議して定める率に基づき計算した違約金を支払わなければならない。

(資金融資あっせんの取消し等)

第17条 町長は、資金融資あっせんの決定又は資金融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に行った資金融資あっせんの決定を取り消し、融資機関に対し、その旨を通知するとともに、償還すべき元利金を一時に返還するよう指示することができる。

(1) 偽りの申込みその他不正な手段により資金融資あっせんの決定を受けたとき。

- (2) 正当な理由がなく設備施工が著しく遅延し、完成の見込がないとき。
 - (3) 正当な理由がなく、借り受けた資金の償還を怠り、又は違約金の支払いを怠ったとき。
 - (4) 第5条に掲げる資金融資あっせんの要件を失うに至ったとき。
 - (5) 第8条第2項の中小企業振興資金融資あっせん決定書受領後、申請者が10日以内に借入れ手続をしないとき。
- 2 前項に規定した取消しをする場合は、中小企業振興資金融資あっせん決定取消し通知書(様式第7号)、中小企業振興資金貸付金返還指示通知書(様式第8号)により通知するものとする。
 - 3 貸付金の返還を指示された者で指定期日までに貸付金を返還しない場合は、第16条に規定する違約金を支払わなければならない。
(平成21規則14・一部改正)

(届出の義務)

- 第18条 資金融資あっせんを受けた者が、借受期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長及び融資機関に、中小企業振興資金融資あっせん事項変更届(様式第9号)を提出しなければならない。
- (1) 住所の移転、氏名、名称又は代表者等の変更が生じたとき。
 - (2) 連帯保証人の住所の移転、営業又は勤務先等の変更が生じたとき。
 - (3) 地震、災害その他の災害によって償還が困難になったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、資金融資あっせんの要件に変更が生じたとき。
- 2 開業資金の融資を受けた者が事業を開始したときは、速やかに事業開始届(様式第13号)を町長に提出しなければならない。
(平成17規則23・平成21規則14・一部改正)

(融資機関の報告)

- 第19条 融資機関は、毎月末日現在の融資及び償還状況を中小企業振興資金融資状況報告書(様式第10号)により翌月10日までに町長に報告しなければならない。

(補則)

- 第20条 この規則の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月1日規則第5号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月7日規則第14号)
この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第23号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第14号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月* *日規則第*号)
この規則は、平成23年4月* *日から施行する。

様式 略

瑞穂町障害者自立支援法事務処理安定化支援事業補助金交付
要綱

平成 22 年 9 月 14 日
告示第 161 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく事務処理が定着するまでの間、障害福祉サービスを行う事業所等に事務職員を効果的に配置するため、障害者自立支援法事務処理安定化支援事業補助金を予算の範囲内で交付することにより、利用者に対する安定した支援体制を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業所)

第 2 条 この補助金の交付対象となる事業所は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までにおいて、次の各号に掲げる事業所の利用定員の区分に応じ、当該各号に定める事務職員の配置基準を満たした法第 5 条に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所、法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設若しくは指定特定身体障害者授産施設又は法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する指定知的障害者更生施設若しくは指定知的障害者授産施設とする。ただし、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援若しくは短期入所を行う事業所、地方公共団体が設置した施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が管理を行う施設を除く。）、独立行政法人国立病院機構の設置する施設又は基準該当事業所を除く。

(1) 60 人以下 事務職員を常勤換算（事業所の従業員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の

従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で2人以上配置していること。

(2) 61人以上80人以下 事務職員を常勤換算で3人以上配置していること。

(3) 81人以上 事務職員を常勤換算で4人以上配置していること。

2 前項の事務職員には、事業所等を運営する法人の本部に配属されている事務職員を含まない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業所の利用定員の区分に応じ、当該各号に定める補助単価に、町の介護給付費又は訓練等給付費の支給決定を受けている当該事業所の利用者(短期入所利用者を除く。)の人数を乗じて得た額とする。

(1) 60人以下 20,000円

(2) 61人以上80人以下 15,000円

(3) 81人以上 10,000円

2 前項に規定する利用定員数及び町の介護給付費又は訓練等給付費の支給決定を受けている利用者の人数は、前条に規定する事務職員の配置基準を満たした日の属する年度の7月1日から同月31日までの利用定員数及び実利用者の人数とする。

(補助金の交付申請等)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付申請その他の手続は、瑞穂町補助金等交付規則(平成18年規則第11号)に定めるところによる。

2 補助金の交付を受けようとする事業所を運営する法人は、第2条に規定する事務職員の配置基準を満たしていることを事業所の所在する都道府県に届け出た後に、前項の交付申請を行うものとする。

3 第1項の交付申請は、平成24年3月31日までに1事業所について1回に限り行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効の日に現に補助金の交付申請をしている法人に係る第4条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

瑞穂町民間保育園整備費の助成に関する要綱（案）

平成 22 年 月	日
告示第	号

（目的）

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人が設置する保育園（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下「保育園」という。）の整備に要する費用の一部について、瑞穂町社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例（昭和 51 年条例第 22 号。以下「条例」という。）に基づき、予算の範囲内において助成金を行うことにより、保育園の拡充及び整備を促進し、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（手続等の根拠）

第 2 条 前条に規定する助成に係る手続等については、条例及び瑞穂町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 11 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（助成対象事業）

第 3 条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、保育園の新設、増築、改築又は大規模修繕（以下「整備」という。）で、次に掲げる要件に該当するものに対して行うものとする。

- （1）保育園の設備及び運営が、児童福祉法施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）及び保育所設置認可等事務取扱要綱（平成 10 年 4 月 1 日付 9 福子推第 1047 号福祉局長通知）に適合するものであること。
- （2）整備の計画、方法等が第 1 条に定める目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果が期待し得るものであること。
- （3）整備に要する費用について、財源措置が確実なものであること。
- （4）東京都が、保育園の設置の促進及び待機児童の解消に資することを目的とし、社会福祉法人その他の事業者の保育園の整備に関する費用について市町村（特別区を含む。）が補助する事業に要する費用を補助することを定める要綱（以下「都補助要

綱」という。)に適合するものであること。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、都補助要綱に定める補助対象経費(以下「補助対象経費」という。)とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍の整備に要する費用
- (3) その他保育園の整備に要する費用として適当でないもの。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額(保育園の整備に係る寄附金その他の収入額に限る。)を控除した額と都補助要綱に定める基準により算出した額の合計額とを比較して、いずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額とし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 社会福祉法人の代表者(以下「代表者」という。)は、助成金の交付を受けようとするときは、民間保育園整備費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該社会福祉法人の営む主な事業
- (2) 助成対象事業の経費(助成金によって支弁するものを除く。)の負担者、負担額及び負担方法
- (3) 助成対象事業に見込まれる効果
- (4) その他町長が必要と認める事項

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、提出書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付の可否を決定し、民間保育園整備費助成金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、代表者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 代表者は、前条の規定により交付の決定通知を受けたときは、民間保育園整備費助成金交付請求書(様式第3号)により町

長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第 9 条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(助成事業の完了時期)

第 10 条 助成対象事業は、当該事業年度の末日までに完了しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 代表者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに助成対象事業の実績について、民間保育園整備助成金実績報告書(様式第 4 号) に、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 実績報告額内訳書

(2) 事業実績報告書

(3) 当該実績報告書

(4) その他町長が必要と認める書類

(工事完了報告及び竣工検査依頼)

第 12 条 代表者は、助成対象事業に係る工事が完了したときは、工事完了届(様式第 5 号) により工事が完了したことを町長に報告しなければならない。

2 竣工検査依頼書(様式第 6 号) により当該工事の竣工の検査を町長に依頼し、検査を受けなければならない。

(助成金の交付額の確定)

第 13 条 町長は、第 11 条に規定する実績報告を受けたときは、実績報告の内容及び必要に応じて行う現地調査等並びに前条第 3 項の規定による竣工検査の結果により、助成対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、民間保育園整備費助成金額確定通知書(様式第 7 号) により代表者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 14 条 町長は、助成金を交付した後において、代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、既に交付した補

助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 町長が指定する交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を助成対象事業以外に使用したとき。
- (4) 助成対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 正当な理由がなく整備（施工）が著しく遅延し、当該事業年度内に完成の見込がないとき。

（補則）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

瑞穂町長 あて

（申請者）

住所又は所在地

団体名称

代表者職氏名

印

民間保育園整備費助成金交付申請書

瑞穂町民間保育所整備費の助成に関する要綱に基づく助成金として次のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

円

記

- 1 助成金を必要とする理由
- 2 事業計画書（事業の完了予定日を含む）
- 3 収支予算書（自主財源、経費配分、経費の使用方法、他の補助金等によってまかなわれる部分）
- 4 その他（町長が必要と認める事項）
- 5 添付書類
申請者の営む主な事業（定款、規約、規程、役員会員名簿等）
他の補助金等がある場合は、その申請書、決定書等の写し
助成対象事業に見込まれる効果
助成対象事業で見込まれる収入金に関する書類

様式第2号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

殿

瑞穂町長

印

民間保育園整備費助成金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金等については、瑞穂町民間保育園整備費の助成に関する要綱に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

1 助成対象事業名

2 助成金等の額

円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

瑞穂町長 へ

（申請者）

住所又は所在地

団体名称

代表者職氏名

印

民間保育園整備費助成金交付請求書

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった
助成金等について、次のとおり請求します。

記

1 助成対象事業名

2 助成金額等の額 円

3 助成金等の振込先

振込先	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 ()	本店 支店 ()	預金種別	普通座 ()
口座番号				
口座名義人 (カタカナ)				

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

瑞穂町長 へ

（申請者）

住所又は所在地

団体名称

代表者職氏名

印

民間保育園整備費助成金実績報告書

年 月 日付 第 号をもって、交付決定の通知を受けた助成金等に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業等の名称
- 2 助成事業等の成果
- 3 事業報告書（別添添付）
- 4 収支決算書（別紙添付）
- 5 その他（町長が必要と認めるもの）

様式第5号(第12条関係)

文 書 番 号
年 月 日

瑞穂町長 あて

(申請者)
住所又は所在地
団体名称
代表者職氏名 印

工事完了届

下記の工事が完了したので届けます。

記

- 1 助成対象事業名
- 2 工 事 件 名 保 育 園 工 事
- 3 工 事 場 所
- 4 完 了 年 月 日
- 5 契 約 年 月 日
- 6 工 期
- 7 契 約 金 額 円
- 8 備 考

様式第6号(第12条関係)

文 書 番 号
年 月 日

瑞穂町長 あて

(申請者)

住所又は所在地

団体名称

代表者職氏名

印

竣 工 検 査 依 頼 書

に係る工事が完了したので、竣工検査を依頼
します。

1 工事件名 保育園 工事

2 工事場所

3 契約金額 金 円

4 出来高 %
(既済出来高領収分 % 金 円)

5 工期 年 月 日から
年 月 日まで

様式第7号（第13条関係）

文 書 番 号
年 月 日

殿

瑞穂町長

印

民間保育園整備費助成金額確定通知書

年 月 日付けの実績報告書に基づき、助成対象事業の
成果が交付決定の内容に適合するものと認め、次のとおり助成金の
額を確定したので通知します。

記

1 助成対象事業名

2 助成金等確定額

円

瑞穂町認定こども園運営費等補助金交付要綱

〔平成20年10月21日
告示第 234 号〕

(目的)

第1条 この要綱は、町が認定こども園の設置者に対し、運営費等を補助することにより、小学校就学の始期に達するまでの者（以下「子ども」という。）に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育ての総合的な提供の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第2項の規定による都道府県知事（都道府県教育委員会を含む。）の認定を受けたものであって、地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、町の区域内（以下「町内」という。）に存する認定こども園とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、町の区域外に存する認定こども園に町内に住所を有する子どもが在籍するときは、当該認定こども園を補助対象施設とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表対象施設の欄各項に掲げる施設の類型に応じ同表対象経費の欄各項に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表対象経費の欄各項に掲げる経費ごとに、当該経費に応じ同表基準額の欄各項に定める方法により算定した額とする。

2 前項の場合における開設準備経費に係る補助金の額は、当該経費の実支出費から寄附金その他の収入を控除した額に2分の1を

乗じて得た基準額とを比較して少ない額とする。

3 補助金の交付総額は、毎年度予算の範囲内で町長が別に定める。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする認定こども園の設置者は、町長が指定する日までに瑞穂町認定こども園運営費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 認定こども園施設調書(様式第2号)

(2) 認定こども園事業予算書(様式第3号)

(3) 職員名簿(様式第4号)

(4) 認定こども園の認定書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに補助金の交付の可否を決定し、瑞穂町認定こども園運営費等補助金交付決定通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた認定こども園の設置者(以下「補助事業者」という。)は、毎月町長の指定する日までに、瑞穂町認定こども園運営費等補助金請求書(様式第6号)により町長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の請求があったときは、当該請求の内容を審査し、補助金を補助事業者に交付するものとする。

(基準額の変更に伴う精算)

第10条 補助事業者は、町長が年度の途中で別表に定める基準額を変更した場合において当該変更後の基準額を当該年度の初日から適用すると既に交付を受けた補助金の額に差額が生ずるときは、当該差額に相当する額について速やかに町長が指示する方法により精算するものとする。

(受託等の届出)

第11条 補助事業者は、認定こども園の利用申込者と保育受託契

約を締結したときは、速やかに認定こども園保育受託届（様式第7号）に当該保育受託契約を証する書類の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の保育受託契約を解除したときは、速やかに認定こども園保育受託解除届（様式第8号）により町長に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、毎月、その月の初日に在籍する児童の状況等について、認定こども園在籍者等状況報告書（様式第9号）に必要書類を添えて町長に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、町長が指定する日までに実績報告書（様式第10号）に必要書類を添えて町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 町長は、前条の報告があったときは、その内容を調査し、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、瑞穂町認定こども園運営費等補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助事業者が設置した認定こども園が補助対象施設に該当しなくなったとき。

（2）補助金をその交付決定に係る用途以外に使用したとき。

（3）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（4）この要綱又は補助の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 11 号）の定めるところによる。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日告示第 65 号）

この告示は、告示の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 月 日告示第 号）

この告示は、告示の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条、第5条、第10条関係）

対象施設	対象経費	基準額			
幼稚園型認定こども園（並列型・年齢区分型）を構成する認可外保育施設	幼稚園型認定こども園・認可外保育施設運営費	各月の初日に在籍する月160時間以上の利用契約（入園手続）をした町内に住所を有する子どもの数に、次の表に定める子ども1人当たりの月額単価（10月から翌年3月までの間は、採暖費として100円を加算する。）を乗じて得た額とする。			
		子ども1人当たりの月額単価表			単位：円
		その月の初日の開所時間区分	その月の初日の定員区分	その月の初日に在籍する子どもの年齢区分	児童1人当たりの月額単価
		8時間以上 11時間未満	40人以下	0歳児	73,900
				1～2歳児	47,940
				3歳児	28,640
				4歳児以上	26,050
			41人以上 50人以下	0歳児	69,080
				1～2歳児	43,120
				3歳児	23,820
				4歳児以上	21,230
			51人以上 60人以下	0歳児	66,520
				1～2歳児	40,560
				3歳児	21,260
				4歳児以上	18,670
			61人以上 70人以下	0歳児	64,310
				1～2歳児	38,610
				3歳児	19,500
				4歳児以上	16,930
			71人以上 80人以下	0歳児	63,150
				1～2歳児	37,450
				3歳児	18,330
				4歳児以上	15,760
		81人以上	0歳児	62,830	
1～2歳児	36,870				
3歳児	17,580				
4歳児以上	14,980				
11時間以上 12時間未満	40人以下	0歳児	101,610		
		1～2歳児	65,910		
		3歳児	39,380		
		4歳児以上	35,810		
	41人以上 50人以下	0歳児	96,620		
		1～2歳児	60,920		
		3歳児	34,390		
		4歳児以上	30,820		
	51人以上 60人以下	0歳児	94,450		
		1～2歳児	58,750		
		3歳児	32,220		
		4歳児以上	28,650		
61人以上 70人以下	0歳児	88,420			
	1～2歳児	53,080			
	3歳児	26,800			
	4歳児以上	23,270			

			7 1 人以上 8 0 人以下	0 歳児	86,830
				1 ~ 2 歳児	51,490
				3 歳児	25,200
				4 歳児以上	21,670
			8 1 人以上	0 歳児	86,390
				1 ~ 2 歳児	50,690
				3 歳児	24,160
				4 歳児以上	20,590
		1 2 時間以上 1 3 時間未満	4 0 人以下	0 歳児	109,290
				1 ~ 2 歳児	73,590
				3 歳児	47,060
				4 歳児以上	43,490
			4 1 人以上 5 0 人以下	0 歳児	96,620
				1 ~ 2 歳児	60,920
				3 歳児	34,390
				4 歳児以上	30,820
			5 1 人以上 6 0 人以下	0 歳児	94,450
				1 ~ 2 歳児	58,750
				3 歳児	32,220
				4 歳児以上	28,650
			6 1 人以上 7 0 人以下	0 歳児	89,450
				1 ~ 2 歳児	54,110
				3 歳児	27,830
				4 歳児以上	24,300
			7 1 人以上 8 0 人以下	0 歳児	87,730
				1 ~ 2 歳児	52,390
				3 歳児	26,110
				4 歳児以上	22,580
8 1 人以上	0 歳児		87,210		
	1 ~ 2 歳児		51,510		
	3 歳児		24,980		
	4 歳児以上		21,410		
1 3 時間以上	4 0 人以下	0 歳児	116,970		
		1 ~ 2 歳児	81,270		
		3 歳児	54,740		
		4 歳児以上	51,170		
	4 1 人以上 5 0 人以下	0 歳児	98,250		
		1 ~ 2 歳児	62,550		
		3 歳児	36,020		
		4 歳児以上	32,450		
	5 1 人以上 6 0 人以下	0 歳児	97,430		
		1 ~ 2 歳児	61,730		
		3 歳児	35,200		
		4 歳児以上	31,630		
	6 1 人以上 7 0 人以下	0 歳児	90,480		
		1 ~ 2 歳児	55,140		
		3 歳児	28,860		
		4 歳児以上	25,330		
	7 1 人以上 8 0 人以下	0 歳児	88,630		
		1 ~ 2 歳児	53,290		
		3 歳児	27,010		

		13時間以上 (認証保育所の 認証を受けて いる場合)	81人以上	4歳児以上	23,480
				0歳児	88,020
				1~2歳児	52,320
				3歳児	25,790
				4歳児以上	22,220
			40人以下	0歳児	130,420
				1~2歳児	90,430
				3歳児	60,900
				4歳児以上	56,910
			41人以上 50人以下	0歳児	109,450
				1~2歳児	69,460
				3歳児	39,930
				4歳児以上	35,940
			51人以上 60人以下	0歳児	108,530
				1~2歳児	68,540
				3歳児	39,010
				4歳児以上	35,020
			61人以上 70人以下	0歳児	100,750
				1~2歳児	61,170
				3歳児	31,910
4歳児以上	27,960				
71人以上 80人以下	0歳児	98,670			
	1~2歳児	59,090			
	3歳児	29,840			
	4歳児以上	25,890			
81人以上	0歳児	98,000			
	1~2歳児	58,010			
	3歳児	28,480			
	4歳児以上	24,490			
地方裁量型 認定こども 園を構成す る認可外保 育施設	地方裁量型 認定こども 園・認可外 保育施設運 営費	各月の初日に在籍する月160時間以上の利用契約(入園手続)をした町内に住所を有する子どもの数に、次の表に定める子ども1人当たりの月額単価(10月から翌年3月までの間は、採暖費として100円を加算する。)を乗じて得た額とする。			
		子ども1人当たりの月額単価表 単位:円			
		その月の初日の開 所時間区分	その月の初日の定 員区分	その月の初日 に在籍する子 どもの年齢区 分	児童1人あ たりの月額 単価
		13時間以上	40人以下	0歳児	130,420
				1~2歳児	90,430
				3歳児	60,900
				4歳児以上	56,910
			41人以上 50人以下	0歳児	109,450
				1~2歳児	69,460
				3歳児	39,930
				4歳児以上	35,940
			51人以上 60人以下	0歳児	108,530
				1~2歳児	68,540
				3歳児	39,010
				4歳児以上	35,020
		61人以上 70人以下	0歳児	100,750	
			1~2歳児	61,170	

				3 歳児	31,910
				4 歳児以上	27,960
			7 1 人以上 8 0 人以下	0 歳児	98,670
				1～2 歳児	59,090
				3 歳児	29,840
				4 歳児以上	25,890
			8 1 人以上	0 歳児	98,000
				1～2 歳児	58,010
				3 歳児	28,480
				4 歳児以上	24,490
幼保連携型認定こども園（年齢区分型）を構成する幼稚園及び幼稚園型認定こども園（単独・年齢区分型）を構成する幼稚園	幼稚園延長保育事業費	各月の初日に在籍する月160時間以上の利用契約（入園手続）をした町内に住所を有する3歳から小学校就学前までの子どもの数に、次の表に定める子ども1人当たりの月額単価を乗じて得た額とする。 子ども1人当たりの月額単価表 単位：円			
		その月の初日の開所時間区分	その月の初日に在籍する子どもの年齢区分	児童1人あたりの月額単価	
		8 時間以上 1 1 時間未満	3 歳	14,210	
			4 歳以上	12,500	
		1 1 時間以上 1 2 時間未満	3 歳	22,180	
			4 歳以上	19,510	
		1 2 時間以上 1 3 時間未満	3 歳	28,330	
			4 歳以上	25,700	
1 3 時間以上	3 歳	32,320			
	4 歳以上	29,510			
保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園	教育機能事業費	各月の初日に在籍する3歳から小学校就学前までの町内に住所を有する子どもの数に、3,000円を乗じて得た額とする。			
認定こども園（瑞穂町の区域内に存するものに限る）	開設準備経費	認定こども園の認定を受けるために必要な改修経費等で、35,000,000円を限度とする。			

備考

- 1 対象施設の欄に掲げる認定こども園の類型は、東京都認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条に規定する認定こども園の類型による。
- 2 この表において「認可外保育施設」とは、東京都認定こども園の認定基準に関する条例第2条第2号に規定する認可外保育施設をいう。
- 3 この表において「認証保育所」とは、認可外保育施設のうち東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）に定める要件を満たし、東京都知事が認証したものをいう。

- 4 この表において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- 5 その月の初日に在籍する子どもの年齢区分は、子どもが認定こども園に入園した日の属する月の初日の年齢により判断するものとし、当該子どもが年度の途中に誕生日を経過した場合においても、当該年度中に限り当該入園した日の属する月の初日の年齢により判断する。

瑞穂町任意予防接種費用助成金交付要綱（案）

〔平成 22 年 月 日〕
〔 告 示 第 号 〕

（目的）

第 1 条 この要綱は、別表に掲げる任意予防接種（以下「予防接種」という。）を受けた乳幼児の保護者に対し、町が予防接種に要する費用の全部又は一部を予算の範囲内で助成することにより、当該保護者の経済的負担を軽減するとともに、該当する疾病の発生を予防し、もって住民の健康増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 この助成金の交付を受けることができる者は、1 歳の誕生日の前日から 6 歳の誕生日の前々日の者の保護者のうち予防接種に要する費用の全額を支払った者で、かつ、予防接種を受けた日において町の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されているものとする。

（助成金の額）

第 3 条 この助成金の額は、予防接種のうちいずれか 1 回につき 3,000 円と予防接種に要する費用の額とを比較していずれか少ない額とする。

（交付申請）

第 4 条 この助成金を受けようとする者は、当該予防接種を受けた後、瑞穂町任意予防接種助成金交付申請書兼口座振替依頼書（様式第 1 号）に医療機関の発行した接種費用の領収書を添えて、町長に申請するものとする。

2 前項の申請の際に、予防接種を受けたことを証明する書類の提示をするものとする。

3 第 1 項の申請は、予防接種を受けた日から 1 年を経過する日までに行うものとする。

（交付決定）

第 5 条 町長は、前条第 1 項の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、瑞穂町任意予防接種助成

金交付（不交付）決定（兼確定）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の審査に必要があると認めるときは、本人の同意を得て予防接種を実施した医療機関に同項に規定する申請の内容について確認することができる。

（助成金の返還）

第6条 町長は、助成金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の行為によって、助成の交付を受けたとき、又はこの要綱に違反したときは、助成の決定を取り消し、当該取消しに係る部分の助成金を返還させることができる。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表

任意予防接種の種類	おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）
	水痘

瑞穂町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱
(案)

平成	年	月	日
規則	第		号

(目的)

第1条 この要綱は、「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について(平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」に基づく事業(以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。)の対象となっている者(以下「小児慢性特定疾患児」という。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の利便を図ることを目的とする。

(給付対象者及び用具の種目並びに給付限度額)

第2条 給付の対象者は、別表の「対象者」欄に掲げる要件を有している小児慢性特定疾患児で、次の各号に掲げる要件を満たす者のうち、町長が必要と認めたものとする。

- (1) 町内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている者
- (2) 小児慢性特定疾患治療研究事業による小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている者
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による施策(小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。)及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による施策の対象とならない者
- (4) 給付対象者又はその扶養義務者の所有に係る家屋以外に居住する者にあつては、その家屋の所有者又は管理者から給付等の物品の設置につき承諾を得られるもの
- (5) 別表「種目」の欄に掲げる用具を現に所有していない者。ただし、特殊寝台及び車いすについては、手動式・電動式の区別をしないものとする。

- 2 給付の対象とする用具は、別表に定める用具とする。ただし、同表「給付限度額」の欄に掲げる額を超える額は、給付対象者の負担とする。

(用具の給付の申請及び決定)

第3条 用具の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の申請は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請者(第1号様式)に小児慢性特定疾患児日常生活用具給付意見書(第2号様式)及び小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて行うものとする。

- 2 前項に規定する申請があった場合は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業調査書(第3号様式)を作成し、その必要性を検討した上で、速やかに給付の要否を決定し、申請者には小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書(第4号様式)又は小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請却下決定通知書(第5号様式)により通知するとともに、給付を受けることができることとなった者には小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券(第6号様式。以下「給付券」という。)を交付し、業者には小児慢性特定疾患児日常生活用具給付委託通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(費用の負担)

第4条 用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者は、その負担能力に応じて、用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

- 2 前項の規定により給付対象者が負担すべき額は、「身体障害児援護費及び結核児童療育費の国庫負担について」(昭和62年7月2日付厚生省発児第119号厚生省事務次官通知)に定める補装具の例により算定した額とし、その額は給付対象者が直接委託業者に支払うものとする。

(費用の請求)

第5条 用具を納入した業者は、町が用具につき負担すべき額を請求することができる。この場合において、業者は給付券を提出するものとする。

(給付物件の管理)

第6条 用具の給付を受けた者及びその者の属する世帯の生計中心者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定に反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 町は、用具の給付の状況を明確にするための小児慢性特定疾患児日常生活用具給付台帳(第8号様式)を整備するものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年9月1日から施行する。

別表

種目	給付限度額	対象者	性能
便器	4,450 円	常時介護を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	19,6000 円	寝たきりの状態にある者	じょくそう防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	151,200 円	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	154,000 円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	60,000 円	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	90,000 円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	67,000 円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	15,000 円	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	70,400 円	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	12,160 円	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	56,400 円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	20,000 円	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	37,800 円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。

